



地域の子育て支援の充実 ①

すべての子育て家庭のために、 地域の子育て支援も、利用しやすく変わります。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」の様々な子育て支援を充実していきます。またご家庭に合った

仕組みです。ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、「保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」など、支援を受けていただけるよう、利用者支援事業を創設します。

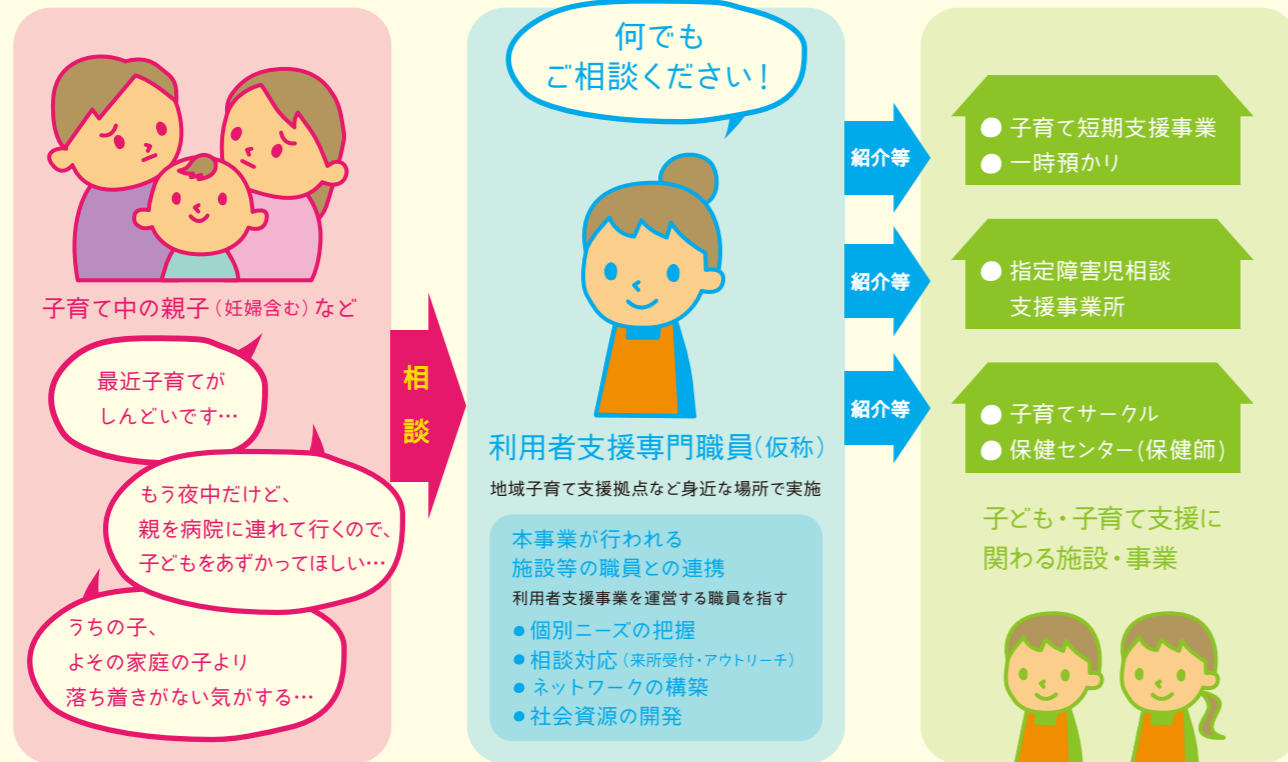
●利用者支援

- 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付けます。
- 様々な支援を提供していますが、利用方法等が分からないなど、子ども・子育てに関する総合窓口として、誰もが利用できます。

●放課後児童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにしている取組みです。
- 地域のニーズに合わせ、放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象となります。

子育てに関することなら、どなたでも気軽に相談できます。



ご家庭に合った支援を受けるために

市町村によっては、様々な施設や地域の子育て支援の中から子育て家庭のニーズに合った支援を受けられるよう、情報の提供や相談・援助を行うところがあります。新制度の利用申込みや手続きに当たっては、こうした利用者支援のサービスもご活用ください。

新しい基準とは・・・

- 職員
放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替が可能です）。
- 施設・設備
専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋またはスペース）等を設置し、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上。
- 開所日数・時間
・原則1年につき250日以上とします。
・土、日、長期休業期間等（小学校授業の休業日）は、原則1日につき8時間以上。
・平日（小学校授業の休業日以外の日）は、原則1日につき3時間以上。

今後は・・・

小学校入学を機に共働き家庭で仕事と育児の両立が困難になる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材育成のため、全ての児童が安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備し、学校の余裕教室等を徹底活用していく予定です。

● 放課後児童クラブの拡充 → 平成31年度末までに約30万人分を新たに整備

● 放課後子供教室*の充実

*すべての児童を対象とした学習支援・多様なプログラム

● 一体型*の放課後児童クラブ・放課後子供教室を推進

全小学校区（約2万か所）で一体的に、または連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

*同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの